

南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）並びに南丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第50号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定を受けようとする者は、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定の上、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）又は南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年告示第52号）で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって施行令で定めるもの

により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）ま

での間に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団関係者（同条第6号の暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号の暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であるとき。

(14) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

4 市長は、指定事業者の指定に係る事業所が本市に隣接する市町村に所在する場合又は特に必要と認めるときは、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる事業所として指定することができる。

(1) 当該事業所の所在する市町村において、施行規則第140条の63の6第1号イの規定により旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準に基づき、法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所 実施要綱別表における訪問介護相当サービス

(2) 当該事業所の所在する市町村において、施行規則第140条の63の6第1号イの規定により旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準に基づき法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所 実施要綱別表における通所介護相当サービス

5 第2項の規定により指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

（指定の期間）

第4条 施行規則第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

（指定の更新申請等）

第 5 条 法第 115 条の 45 の 6 第 4 項において準用する法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第 4 号）に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定の上、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（様式第 5 号）又は南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第 3 条第 5 項の規定は、前項の規定により指定の更新を受けた者について準用する。

（指定の拒否）

第 6 条 市長は、事業者を指定することにより、南丹市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

（変更の届出等）

第 7 条 指定事業者（第 5 条第 2 項の規定により指定の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、施行規則第 140 条の 63 の 5 第 1 項に定める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から 10 日以内に南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第 7 号）により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の 1 月前までに、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書（様式第 8 号）により、市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該事業に係る事業を再開したときは、当該再開した日から 10 日以内に、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（様式第 9 号）により、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第 8 条 市長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書（様式第 10 号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（事業所情報の提供）

第 9 条 市長は、第 3 条から前条の規定による指定、指定の更新、届出の受

理及び指定の取消し等（以下「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この告示の規定は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。